

特別規則書

公示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2012年JMRC四国ジムカーナ競技会共通規定ならびに本競技会の特別規則書に従って準国内競技として開催される。

1. 競技会名称 2012年JAF四国ジムカーナ選手権第6戦
2012年JMRC全国オールスター選抜ジムカーナ第6戦
2012年JMRC四国ジムカーナシリーズ第6戦
2012年MACジムカーナ
2. 競技種目 四輪自動車によるジムカーナ
3. 競技の格式 JAF公認：準国内競技、JAF公認番号 2012—7014
4. 開催日 2012年8月5日
5. 開催場所 愛媛県久万高原町日野浦4384番地
美川スキー場ジムカーナコース
6. 主催者 松山オートクラブ（MAC）
竹下 俊博
〒790-0944 愛媛県松山市古川西2丁目16-22
TEL089-958-3089 FAX089-958-3069
7. 大会役員 大会会長 栗原 誠次
組織委員長 田阪 雅人
組織委員 高木 一之
8. 競技役員 審査委員長 西森 啓祐（JMRC派遣）
審査委員 大西 周
競技長 植田 哲哉
副競技長 篠崎 史朗
コース委員長 八塚 勝博
技術委員長 岩上 哲浩
計時委員長 芳我 勝憲
救急委員長 岡本 勝彦
事務局長 斉藤 学
9. 参加申込及び参加料
 - 1) 参加受付 2012年7月14日～7月28日必着
 - 2) 参加台数 制限しない
 - 3) 参加クラス 1名につき1クラスのみとする。
 - 4) 重複参加 同一車両の参加は2名までとする。
 - 5) 提出書類 JMRC四国スピード行事共通申込書

- 6) 参加料 選手権 12,000 円
 四国シリーズ 12,000 円
 CL 5,000 円

7) 参加申込先 〒790-0944
 愛媛県松山市古川西 2 丁目 16-22
 松山オートクラブ 竹下 俊博
 TEL:089-958-3089 FAX:089-958-3069

10. タイムスケジュール

ゲートオープン	7:00~
受付	7:30~8:30
車検	7:40~8:50
コースオープン	7:40~9:00
ブリーフィング	9:10~9:20
CLクラス練習走行	9:30~(ゼッケン順)
第1ヒート開始	CLクラス練習走行終了後(ゼッケン順)
コースオープン	第1ヒート終了後45分間
第2ヒート開始	第1ヒート終了60分後
表彰式	第2ヒート終了45分後

11. クラス区分

選手権	NS I. NS II. NS III. CD
四国シリーズ	R I. R II. R III
その他	CL (ライセンス不要)

12. 参加者および競技運転者(ドライバー)

- 1) 参加者は、当該年度有効なJAF発給の競技参加者許可証所持者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 2) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と当該年度有効なJAF発給の競技運転者許可証所持者でなければならない。
- 3) 満20歳未満の競技運転者は、参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。
- 4) 競技運転者はJMRC共済に加入し、競技会受付時に提示しなければならない。尚、受付時に提示できない場合は、加入の有無にかかわらず、当日1000円を徴収し加入の手続きをとるものとする。(クローズドクラスについても同じとする。)

13. 給油 パドック内で給油する場合は、粉末消火器3kg以上を準備し、給油すること。

14. 計時 計測は、印字機能を持つクロノメーターにて1/1000秒まで計測する。

15. スタート 旗の合図によりランニングスタートにて行う。

16. 競技上のペナルティー

- 1) コース上のマーカー(パイロン)の移動、または転倒と判断された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 2) 4輪すべてがコースから脱輪した場合は、当該ヒートを無効とする。
- 3) ミスコースと判断された場合は、当該ヒートを無効とする。

4) 走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を得た場合、当該ヒートを無効とする。

17. 競技会の延期、中止、または短縮

当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第31条に従う

18. 賞典

2012年JMRC四国ジムカーナ競技会共通規定に準じる。

19. ゼッケン

ゼッケンは、左右ドアに貼付すること。

20. 公式通知

本規則書に記載されていない競技運営に関する規則及び指示は、公式通知によって示される。
公式通知は掲示板に掲示される。

21. 本規則の施行ならびに解釈

- 1) 本規則書に記載されていない事項については、JAF国内競技規則及びJMRC四国ジムカーナ競技会共通規定に準拠する。
- 2) 本規則発行後、JAFにおいて決定され公示された事項は、全ての規則に優先する。
- 3) 本規則は本競技会に適用されるもので、2012年7月14日より有効となる。
- 4) 本規則及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、本競技会審査委員会の決定を最終とする。

大会組織委員会